

第5章 分野別の施策の推進

1 同和問題

(1) 現状と課題

ア 現状

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題です。

国は、1965年(昭和40年)の*同和対策審議会答申を受けて、1969年(昭和44年)に同和対策事業特別措置法を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、同和対策事業を実施しました。

本県は、歴史的経緯や社会的背景を踏まえ、同和問題の解決を県政の重要課題と位置付け、国や市町村と連携し、特別措置法に基づく特別対策のほか、本県独自の施策を実施することにより、同和対策を推進し、差別の解消に向けた施策を総合的に推進してきました。

その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実な成果が見られたところです。

一方、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫のもとに推進してきましたが、地域、職場、学校などの場面において、依然として差別事象が発生しており、差別意識の解消には至っていない状況です。

特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込みや、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しています。

そうした中、2016年(平成28年)に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げ、相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定しています。

イ これまでの取組み

県民啓発の取組みとしては、「人権週間」の中での事業に加え、1981年(昭和56年)から、本県独自の取組みとして、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、市町村と一体となって各種啓発事業を実施しています。

特に、県民啓発の拠点施設である福岡県人権啓発情報センターでは、同和問題に関する常設展示や様々な人権問題に関する特別展の開催、講演等を行い、県民への各種啓発に努めてきました。

また、市町村の啓発事業に対する助成や、市町村、企業、地域で行われる人権研

修へ講師の派遣を行い、同和問題の啓発を推進しています。

1995年(平成7年)には、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚・就職に際しての部落差別事象の発生の防止を図っています。

2013年(平成25年)からは、県の入札参加資格審査において、企業の人権・同和研修への参加を評価対象とする「地域貢献活動評価制度」を実施し、研修への参加を促進しています。

さらに、不動産取引に係る同和地区照会を防止するため、2014年(平成26年)に宅地建物取引業界と連携して「宅地建物取引における人権問題について(宅地建物取引業者の皆さんへ)」を作成し、取引現場における「聞かない・教えない」ルールの徹底を図るとともに、顧客に対して理解を求めるよう促しています。

学校教育においては、これまで積み重ねてきた同和教育の取組みや、その深まりと広がり求めた実践の中で培われた成果と手法を評価しつつ、人権・同和教育の取組みとして、同和問題に対する科学的認識に基づく確かな人権意識の育成のため、児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえた系統的・発展的な取組みを進めてきました。

また、社会教育においては、人権教育指導者向け学習資料「人権教育は今 vol.2」を作成し、県内の市町村、公民館、学校等に配布するなど、多様な学習機会の提供、自主的な学習活動を促進する工夫・改善等に一層努め、同和問題を自らの課題として解決する意志と実践力を育てる取組みを進めてきました。

企業に対する取組みとしては、公正採用選考の取組みを推進し、就職に際しての部落差別事象の発生防止に努めてきました。

また、福岡労働局及びハローワークと連携し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を進め、企業における主体的な啓発活動の促進に努めてきました。

ウ 課題

県内では、差別落書き等が継続して発生しており、インターネット上では同和地区の所在地情報の流布や差別的な書き込みなどの問題が深刻化しています。

「県民意識調査」の結果では、差別意識は徐々に解消に向けて進んでいますが、依然として、同和問題について無関心・無理解層が存在しており、また、同和問題を解決するための方策について4人に1人が「そっとしておけば自然になくなる」と答えており、いわゆる「寝た子を起こすな」論も根強く見られます。

さらに、若年層を中心に同和問題に関する意識の希薄化が懸念されます。

(表1:「同和問題」についての意見)

また、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっている*「えせ同和行為」の根絶に向けて取り組む必要があります。

(2) 施策の基本方向

同和問題の解決を県政の重要な課題とし、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、教育・啓発を推進するため、以下の取組みを行います。

ア 同和問題啓発の推進

(ア) 県民に対する啓発活動の充実強化

同和問題は基本的人権にかかわる重要な問題であることから、県民一人ひとりが正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、7月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間を中心に啓発活動に取り組みます。

また、福岡県人権啓発情報センターにおいて、同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発に努めます。

特に、県民意識調査の結果から、問題意識の希薄化が懸念される若年層を対象とした啓発を推進します。

さらに、結婚及び就職の際の部落差別事象の発生防止のため、「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」の周知に努めます。

(イ) 地域における啓発活動の支援

地域に根ざしたきめ細かな啓発事業をより一層充実できるように、市町村を支援するとともに、地域で行われる啓発活動や研修について支援します。

また、隣保館が地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして人権啓発活動を推進できるよう、隣保館職員の資質向上のための各種研修を支援します。

(ウ) 企業における啓発活動の推進

企業において、積極的に啓発活動が行われるよう、事業者や事業者団体に対する啓発指導を図るとともに、公正採用選考人権啓発推進員等の制度を活用して、指導者の養成と資質の向上を図ります。

また、啓発資料の作成、提供や研修講師の派遣等を通して、企業における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

(エ) 相談体制の充実

隣保館職員をはじめ、市町村や県の機関で人権相談業務に従事する職員、民生委員、児童委員等を対象とした研修を実施し、同和問題をはじめとする人権問題に関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。

また、法務局、人権擁護委員と情報の共有を図り、連携を強化します。

(オ) えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向け、同和問題についての正しい理解を深める啓発に努め、法務局や警察等の関係機関との連携の強化を図ります。

イ 同和教育の推進

(ア) 学校教育

児童生徒の人権に関する知的理解の促進と人権感覚の育成を目指して、就学前・小学校・中学校・高等学校等の連携のもと、計画的・効果的な人権・同和教育を推進するため、教育活動全体を通じた取組みを進めます。その際、人権教育学習教材「かがやき」「あおぞら」や「あおぞら2」の効果的な活用を推進します。

また、学校教育において、部落差別の解消に向けた教職員の正しい認識を培う研修の充実を図るとともに、児童生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。

差別事象に関する指導等については、事実関係を丁寧に把握し、教育によって解決を図るべき課題を明らかにした上で、課題克服に向けた取組みを推進します。

(イ) 社会教育

教育の出発点となる家庭教育の重要性を認識し、乳幼児期における人権問題に対する土台づくり及び児童生徒に対する正しい人権認識を形成するために、保護者に対する学習機会や情報提供を行います。

また、効果的な学習を進めるために、知識のみならず、感性や態度・行動に現れるよう体験活動を重視した学習プログラムの開発、学習方法の工夫・改善等を進めるとともに、教育資料や視聴覚教材、ホームページなどのインターネットを通して、的確な情報提供に努力します。

市町村に対しては、人権・同和教育の推進を図るために担当者等の研修会を実施し、指導者の育成を計画的・効果的に行い、人権尊重のまちづくりへの支援を行います。

また、これまで行われてきた同和地区及びその周辺地域の住民に対する教育活動の成果を損なうことなく、地域における計画的・効果的な教育活動が行われるよう支援に努めます。

さらに、社会教育においては、特に若年層を対象とした人権研修を系統的、効果的に行うために、啓発資料の開発や学習方法の工夫・改善に努めます。

表1

「同和問題」についての意見

単位：%

	そう思う			そうは思わない			どちらともいえない			回答なし		
	2001年 (平成13年)	2011年 (平成23年)	2016年 (平成28年)	2001年 (平成13年)	2011年 (平成23年)	2016年 (平成28年)	2001年 (平成13年)	2011年 (平成23年)	2016年 (平成28年)	2001年 (平成13年)	2011年 (平成23年)	2016年 (平成28年)
差別を受けた話に 怒りを感じる	45.1	46.5	48.9	8.0	7.4	7.2	27.8	39.2	38.9	19.1	7.0	5.0
一部の人の問題で自分 とは関係がない	9.8	11.8	12.0	50.2	52.3	51.1	20.3	28.6	31.6	19.7	7.4	5.3
自分のできることは 真剣に取り組みたい	33.7	31.1	31.1	8.1	13.8	13.5	36.9	47.2	49.3	21.3	7.9	6.0
自分だけが反対しても 仕方がない	10.2	12.9	14.5	49.6	48.3	48.1	20.3	31.0	31.7	19.9	7.8	5.7
署名運動などに積極的 に参加する	39.2	38.2	35.1	9.4	13.6	15.6	30.8	40.6	43.7	20.7	7.6	5.7
特別な対策をすること 自体が差別だ	49.7	47.0	40.1	12.6	13.7	17.9	21.2	32.1	36.2	16.5	7.3	5.8
部落差別をするような 人は人間として失格で ある	47.6	45.7	43.7	10.7	12.2	13.9	25.1	35.7	37.4	16.6	6.4	5.0
特に意識することはない が、結婚だけは別だ	12.8	13.1	11.8	38.7	36.4	41.9	32.1	43.4	41.1	16.5	7.1	5.1

2 女性

(1) 現状と課題

ア 現状

女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」に始まり、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や数次の世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

国においては、1994年(平成6年)に男女共同参画推進本部が設置され、1996年(平成8年)に*「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年(平成12年)には、この法律に基づく*「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」(男女雇用機会均等法)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)などの男女共同参画社会に向けた法律や制度の整備が図られています。

女性の就業者数は増加しており、就業者全体に占める女性の割合も増加しています。一方で、妊娠・出産を機に離職する女性もいます。

県が2014年(平成26年)に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」(以下「男女共同参画社会に向けての意識調査」という。)の結果によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、反対派が増えているものの、男性の回答者においては、賛成派が過半数を占めており、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を今後も続けていく必要があります。

また、配偶者や交際相手からの暴力(*DV:ドメスティック・バイオレンス)の警察における相談等件数は2016年(平成28年)に過去最高となり、ストーカー事案や性犯罪も高水準で推移するなど、女性に対する暴力は依然として深刻な問題です。

(図7:配偶者や交際相手からの暴力(DV)事案等の相談等件数)

(図8:ストーカー事案の相談等件数)

イ これまでの取り組み

本県では、1978年(昭和53年)に「福岡県婦人関係行政推進会議」、「福岡県婦人問題懇話会」を設置し、女性問題解決に向けた取り組みを進めてきました。1980年(昭和55年)には、「婦人問題を解決するための福岡県行動計画」を策定し、以後3次にわたり計画を策定し、女性の人権尊重や地位向上及び男女共同参画社会づくりに努めてきました。

1996年(平成8年)には、男女共同参画推進の中核的機能を持つ施設として、福岡県女性総合センター(2003年(平成15年)に福岡県男女共同参画センターに名称変更)を設置し、情報の収集・提供、調査・研究の実施、相談の充実、研修の充実を図るとともに、県民の活動拠点として、男女共同参画の推進に寄与してきました。

2001年(平成13年)には、男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的とする「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、2002年(平成14年)には、「福岡県男女共同参画計画」を策定し、2005年度(平成17年度)までに県において実施すべき事項を体系化し、方向性を示しました。

また、2001年(平成13年)に、男女共同参画施策を推進するための「福岡県男女共同参画推進会議」や、県の男女共同参画に関する施策・重要事項の調査審議を行う「福岡県男女共同参画審議会」を設置しました。

2016年(平成28年)には、「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に関し、総合的、計画的に講ずべき施策について、県が実施すべき事項を体系化したところです。

さらに、同年に*「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、暴力防止に向けた啓発のほか、相談体制の整備、一時保護や自立支援の実施等、被害者に対するきめ細かな支援を推進しています。

ウ 課題

市町村における審議会等への女性の登用は年々進んできていますが、依然として地域差があるため、引き続き県内全域での取組みが必要です。

また、「男女共同参画社会に向けての意識調査」において、男女の地位の平等感については、男女ともに「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が多い状況です。

「男女雇用機会均等法」等の整備により、制度上男女間に格差を設けることは認められていませんが、男女の固定的な性別役割分担意識の存在から女性が育児・介護の大半を担っている状況もあり、昇給・昇格、役職への登用等に男女間の格差が見られます。また、女性の就業率は上昇しているものの、30代女性の就業率が低くなるいわゆる「M字カーブ」は未だに解消されていません。これらの現状を踏まえ、引き続き仕事と家庭の両立支援策の拡充が必要です。

地域の活性化には、農林水産業や商工自営業に関わる女性の活躍が欠かせません。特に、福岡県では、農業就業人口の約5割を女性が占めており、農村の活性化には女性の役割がますます重要となっています。しかしながら、方針決定の場等への女性の参画は不十分な状況です。

DVなどの暴力を容認しない社会づくりを進めるため、あらゆる世代、特に若年層への暴力防止啓発が必要です。また、女性だけでなく、男性や性的少数者など多

様なDV被害者への適切な支援が必要です。

さらに近年では、セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントも顕在化しています。

(2) 施策の基本方向

ア 男女共同参画を実現するための環境づくり

(ア) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等への女性委員の登用を推進するとともに、女性の能力を発揮するため、女性リーダーの育成に向けた研修等の取組みを推進します。

(イ) 男女共同参画に関する啓発の実施

「福岡県男女共同参画推進条例」で規定する*「男女共同参画の日」を定着させるため、幅広い層への啓発活動を実施します。

また、福岡県男女共同参画センターが実施する啓発活動・事業の充実を図ります。

(ウ) 男女共同参画教育の充実

男女共同参画と人権尊重の理念に基づく教育を進めます。教職員等の男女共同参画についての理解促進を図り、男女がともに家庭や地域を担い、社会において個性と能力を発揮するための教育を推進します。

イ 暴力を容認しない社会づくり

女性の人権を尊重するために、女性に対する暴力防止に関する理解の促進と啓発の推進を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、配偶者からの暴力防止対策及び被害者保護対策を推進します。

被害者からの相談に適切に対応できるように相談業務の充実・強化を図ります。

ウ 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

(ア) 職場における男女共同参画の推進

事業者団体等と連携し、職場において女性が能力を発揮できるよう、職場環境の整備促進を図るとともに、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む先進的な企業の事例を収集し、他企業への普及を図ります。

(イ) 男女が共に育児・介護を担う環境づくり

男女が仕事と家庭の責任を担い、育児や介護ができるよう啓発等を行うとともに、仕事と家庭の両立を支援するための環境づくりを推進します。

(ウ) 女性の再就職支援

育児等による退職後、再就職を希望する女性の就業機会の拡大を図るため、企業や労働市場のニーズを踏まえ、一人ひとりの実情に応じた適切な支援を実施します。

(エ) 農山漁村における男女共同参画社会づくりの推進

農山漁村の女性が、男性と共に積極的に参画できる社会を実現するため、女性が農林水産業経営や地域の方針決定の場へ参加するための環境づくりを支援します。

図7

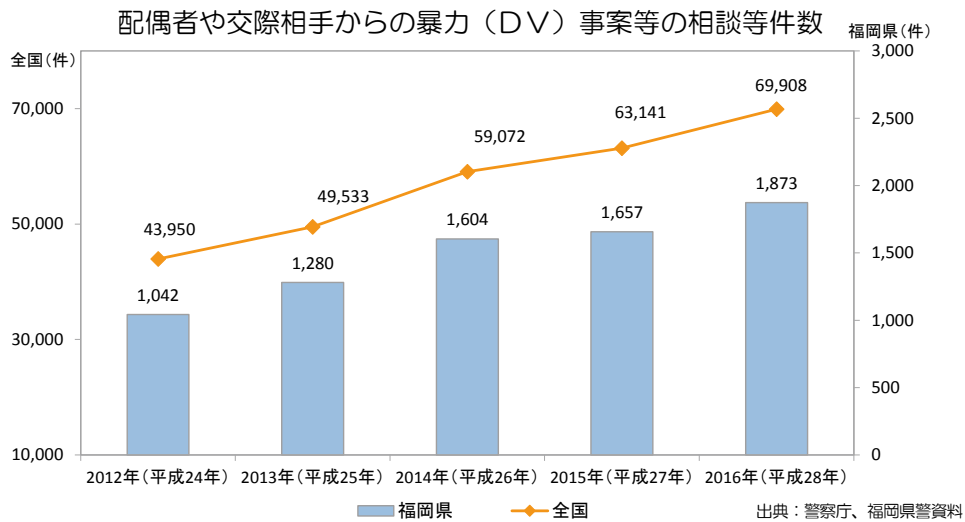
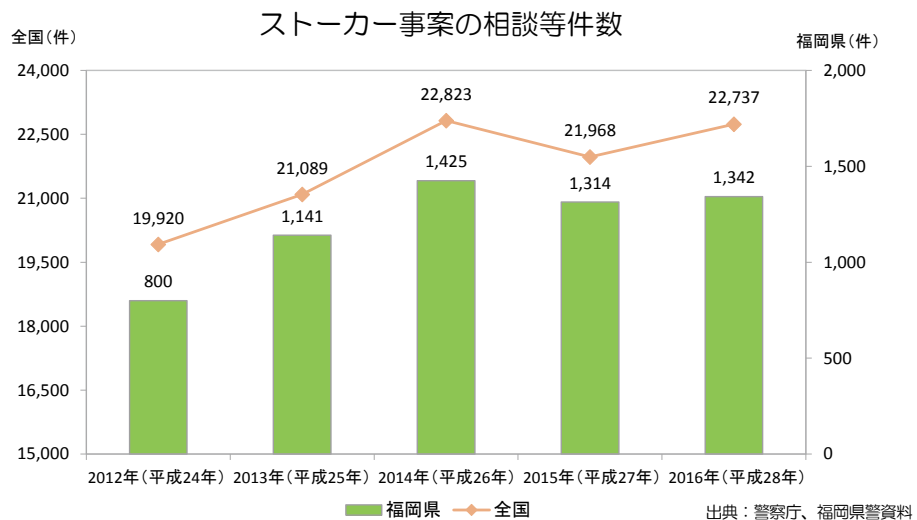


図8



3 子ども

(1) 現状と課題

ア 現状

子どもは、人格を持った一人の人間として、尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、その人権尊重や保護に向けて取り組んでいくことが必要です。

国は、日本国憲法の理念に基づき、1947年(昭和22年)に「児童福祉法」を、1951年(昭和26年)には、*「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。

また、1994年(平成6年)には「児童の権利に関する条約」を批准し、「児童の最善の利益が主として考慮される」という条約の精神に沿って、1998年(平成10年)に児童福祉法を改正しました。1999年(平成11年)には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000年(平成12年)には、「児童虐待の防止等に関する法律」、2013年(平成25年)には、「いじめ防止対策推進法」を制定し、さらに2017年(平成29年)には、「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定するなど関係法令等を整備してきました。

このように、子どもの人権尊重の動きが進む一方、虐待、いじめ、体罰などの子どもの人権侵害が深刻化しており、子どもが被害者となる事件や自殺等が社会問題化しています。また、覚せい剤や大麻等の薬物乱用、有害情報の氾濫や性的商品化といった子どもの心身をむしばむ社会現象も見られます。

このほか、スマートフォン等の携帯端末の普及に伴い、子どもが簡単にインターネット上の有害情報にアクセスできる状況となっています。また、SNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)を介在したいじめ、性的犯罪の被害などの問題が起きています。

イ これまでの取組み

本県では、1983年(昭和58年)に設置した「福岡県青少年健全育成対策推進本部」のもと、1992年(平成4年)に、「福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)」を策定し、社会状況の変化などを踏まえた改定を行い、青少年の健全育成に総合的に取り組んでいます。

また、1995年(平成7年)には、「福岡県青少年健全育成条例」を制定し、青少年にとって良好な環境の整備や、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止に取り組み、青少年の健全な育成を図ってきました。

さらに1997年(平成9年)に策定した*「福岡県児童育成計画」や「次世代育成支援対策推進法」に基づき2005年(平成17年)に策定した「出会い・子育て応援プラン」により、子どもが健やかにたくましく育まれる環境づくりに努めてきまし

た。

2007年(平成19年)には、福岡県要保護児童対策地域協議会を設置し、市町村や学校、警察等の関係機関と連携しながら、児童虐待防止施策を推進してきました。

また、いじめや体罰をはじめとした子どもに対する人権侵害の問題を解決するため、人権についての教育活動を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家との連携・協力や学校への配置を拡充するなど、子どもからの相談体制の充実等に努めてきました。

2014年(平成26年)には、「福岡県いじめ防止基本方針」を、2015年(平成27年)には「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】」を策定し、いじめ問題の解決に向けた取組みを推進しています。

同じく2014年(平成26年)に、福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会を設置し、官民が連携して、インターネットによるいじめや中傷、犯罪被害を防ぐとともに、青少年のインターネットの適正利用の推進にも取り組んでいます。

2015年(平成27年)には、*「ふくおか未来人財育成ビジョン(福岡県教育大綱)」を策定し、地域の未来を担う子どもたちの育成を進めています。さらに「出会い・子育て応援プラン」に、「子ども・子育て支援法」の計画を併せた、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりを進めています。

ウ 課題

少子化や核家族化、都市化の進行により、家庭や地域における子育て機能の低下や地域とのつながりの希薄化など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中、子どもに豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他者を思いやる心、人権を尊重する心などを培うことが求められています。また、子どもが自立した社会生活を営む上での基礎となり、よりよい社会を形成していく素地となる、豊かな情操、自尊感情、規範意識、社会性の育成も求められています。

子どもは、大人から庇護されるばかりでなく、権利の主体であって、自ら考え、行動しながら人格を形成していく存在であり、その成長発達を見守ることは、保護者だけでなく、社会の責任です。

このため、子育て支援体制の整備、地域ぐるみで子どもを育てる環境や家庭の教育力の向上など子どもが健やかに育まれる環境づくりを通して、人権意識の高揚と人権教育の推進を図っていく必要があります。

このほか、非行やいじめの未然防止及び解消、学校不適應の改善を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員等の外部専門家やNPO法人等の団体との連携を強化し、児童生徒への支援に取り組むことが求められています。

また、インターネットによる誹謗中傷の書き込み等、人権侵害につながる危険性や適切な使用方法などについての情報モラル教育を一層充実する対応が必要です。

さらに、いじめの解消に向けて、自己中心的な考え方を克服し、他者を受容することや、社会への責任感や公正さの精神を培うことも求められています。

(2) 施策の基本方向

ア 子どもの人権が尊重される社会づくり

社会全体が、子どもの人権を尊重し、子どもが健やかに育ち、成長・発達することの大切さを改めて認識することが必要です。

このため、「児童の権利に関する条約」の趣旨について、県民一人ひとりが理解を深められるよう、様々な広報媒体を活用し、広報・啓発します。

また、いじめや非行問題などの解決に向けて、学校・家庭・地域における教育の在り方を見直し、関係機関との連携を図る取組みを行います。

さらに、体罰など児童生徒の人権侵害の問題の解決に向けた取組みを進めます。

イ 子育て支援

(ア) 相談・支援体制の整備・充実

子育てに対する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等、様々な問題についての相談機関の周知に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家等による相談事業の充実を図ります。

特に、虐待については、未然防止、早期発見・早期対応が重要であるため、関係機関・団体との連携の強化を図り、児童や家庭に対する相談・支援体制の整備を行います。

また、児童福祉施設等の職員に対し、虐待を防止するための研修等を行い、子どもの権利を守る意識の徹底を図ります。

(イ) 保育の充実

子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を促進するため、保護者の多様なニーズに応え、延長保育、一時保育、地域子育て支援等の保育サービスの充実を図ります。

人権を大切にすることを育てる保育を行うために、保育所職員等の人権感覚を豊かにすることが必要であることから、引き続き職員研修の充実を図ります。

ウ 心豊かに育つ環境づくり

(ア) 人権教育・心の教育等の推進

地域の未来を担う子どもたちの育成を目的に策定した「ふくおか未来人財育成

ビジョン(福岡県教育大綱)」に基づき、子どもたちの豊かな情操や自尊感情、規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、社会性などの豊かな心を育むことにより、異文化の理解や異なる価値観の受容など多様性を理解することができる青少年を育成します。

また、学校の教育活動を通して児童生徒の人権意識の高揚と定着を図るとともに、豊かな心を育みます。

併せて、児童生徒の発達段階に応じて、社会規範等に対する理解の深化を図ります。

(イ) 生徒指導の推進

学校教育においては、「いじめや体罰は絶対に認められない」という基本方針のもとに、生徒指導関係研修会及び教員研修会等において、一人ひとりの子どもに対する理解を深め、いじめの早期発見・早期対応や継続的指導の重要性及び体罰禁止の周知徹底を図ります。

また、夏休み等の長期休業日における生徒指導についても、児童生徒の安全確保や健全育成を図り、実情に即したきめ細かな指導を徹底します。

(ウ) 社会環境の整備

青少年を取り巻く環境について、露骨な性描写、暴力、残虐シーン等の有害情報が氾濫し、深刻な事態となっていることから、「福岡県青少年健全育成条例」に基づき、青少年にとって良好な環境の整備に努めます。

また、心の拠り所となる居場所の確保や就学支援、生活基盤を安定させるための就労・定着支援などを行い、非行等の問題を抱える青少年の社会的自立を促進します。

インターネットの利用については、自ら考え適正に利用する青少年の育成及びネットトラブル防止に向けた環境整備を促進します。

さらに、覚せい剤や大麻等の薬物乱用を未然に防止するため、地域、家庭、関係機関との連携を図り、薬物乱用防止の啓発を推進します。

4 高齢者

(1) 現状と課題

ア 現状

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年(昭和57年)にウィーンで開催された「第1回高齢者問題世界会議」において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年(平成3年)の第46回国連総会において*「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年(平成4年)の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組みが行われることを期待して、1999年(平成11年)を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

我が国においては、1995年(平成7年)に「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づく「高齢社会対策大綱(1996年(平成8年)7月閣議決定)」を基本として、各種の対策が講じられてきました。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度」が2000年(平成12年)から施行されました。2017年(平成29年)には、県内の介護サービス利用者は制度開始時(2000年(平成12年))の3倍を超えるなど、介護が必要な高齢者の生活を支える仕組みとして定着しています。

家庭や介護施設などで、高齢者に対する身体的、心理的、経済的虐待、介護や世話の放棄・放任等が深刻になる中、高齢者の尊厳を保持するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が2006年(平成18年)に施行され、地方公共団体は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うこととされました。

我が国の65歳以上の高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった2015年(平成27年)に約3,392万人で、2017年(平成29年)には、約3,515万人に増加しており、総人口に占める割合(高齢化率)は27.7%となっています。

本県の65歳以上の高齢者人口は、2017年(平成29年)4月現在、約134万人であり、高齢化率は26.2%となっています。今後も、全国と同様、高齢者の増加が続くと見込まれます。

イ これまでの取組み

本県では、1993年度(平成5年度)に、すべての県民が健やかで心豊かな生活を送ることができる活力ある高齢社会の実現に向けた「高齢者保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの目標量を定め、総合的にサービスを提供できる体制づくりに努めてきました。

その後、介護保険制度の創設などを踏まえた見直しを重ね、2015年度(平成27年度)からは、第7次高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者がいきいきと活躍でき、

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを推進しています。

さらに、2012年(平成24年)に開設した*福岡県70歳現役応援センターを中心に、*70歳現役社会推進協議会のネットワークを活かし、高齢者がそれぞれの意思と能力に応じて、働いたり、ボランティア活動に参加し、活躍し続けることができる*「70歳現役社会」の実現に取り組んでいます。

また、スポーツや文化活動を通じた高齢者の「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」を支援しています。

身体拘束は虐待に当たる場合もあることから、高齢者の虐待防止や身体拘束廃止に向け、相談窓口職員に対する研修や介護サービス事業者への指導など様々な取り組みを行っています。

ウ 課題

急速に少子高齢化が進む中、「働きたい」、「社会貢献をしたい」という高齢者が活躍できる社会をつくるとともに、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できる社会づくりが必要です。

高齢者雇用に対する企業の意識は変化してきているとはいえ、定年の廃止や延長などによる70歳まで働ける制度の導入には依然として慎重な企業が多く、さらなる意識改革が必要です。また、ミスマッチの解消や定着率の向上のためには、求人企業や求職者のニーズに応じたよりきめ細かな就業・社会参加支援が必要です。

はつらつとした高齢社会を実現するためには、スポーツや文化活動を通じた高齢者の「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」を支援するとともに、世代を超えた交流を深め、社会参加を促進することが大切です。

団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、介護や医療が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

今後も高齢社会が進展していくと予想されており、民生委員・児童委員や地域のボランティアに求められる役割は増えていくものと思われます。

高齢者に対する虐待は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、財産や生命までも危険にさらす重大な人権侵害です。県民の意識を啓発し、虐待の防止を図るとともに、高齢者や養護者に対する相談に応じる相談窓口の周知や高齢者の虐待防止に対応する市町村の体制づくりを支援する必要があります。

また、高齢者を狙った悪質商法や詐欺などが多く発生しており、その手口も悪質化・巧妙化しているため、消費者トラブルに巻き込まれる高齢者が増加しています。

判断能力が衰えたり、*認知症になったりしても、個人の尊厳を尊重されながら

地域で安心して生活できるよう、*成年後見制度の利用の促進など、高齢者の権利を擁護するとともに、認知症の人を支える地域づくりを進めることが必要です。

(2) 施策の基本方向

ア 就労・社会参加の促進

(ア) 就労・社会参加の支援拠点

高齢者の就労や社会参加を促進するための総合的な支援拠点である福岡県70歳現役応援センターにおいて、各種事業の展開を図ります。

(イ) 雇用・就業機会の確保

継続雇用の促進や再就職支援といった多様な支援により高齢者の就業を促進します。

(ウ) 社会参加の促進

高齢者の「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」といった社会参加を促進するため、趣味やスポーツ活動、老人クラブの会員が高齢者宅等を訪問する友愛訪問活動等の支援に取り組みます。

イ サービスを利用しやすい環境づくり

(ア) 保健・医療・福祉相談体制の充実

社会福祉士、保健師、介護支援専門員などの専門職員が配置され、高齢者の介護サービスや保健福祉サービス、日常生活支援などの相談対応を行う*「地域包括支援センター」の充実を図ります。

(イ) 苦情相談の対応

福岡県福祉サービス運営適正化委員会など、福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにより、利用者等からの苦情の適切かつ円滑な解決を図ります。

ウ 地域生活支援体制の整備

(ア) 啓発活動・福祉教育の推進

高齢者福祉に対する理解と関心を深めるため、広く県民の高齢者を敬愛する意識の高揚を図ります。

また、学校教育において、高齢者に対する尊敬、感謝の心を育むとともに、介護・福祉体験や高齢者との交流事業を推進します。

認知症になっても安心して地域で生活できるよう、県民や事業者に対し、認知症に関する正しい知識の普及を図ります。

(イ) 地域福祉活動の促進

ひとり暮らし高齢者や日常生活で支援が必要な高齢者を地域で支え合う体制づくりを支援します。

また、ひとり暮らし高齢者や要介護者の増加に伴い、地域で活躍するボランティアや民生委員・児童委員等の役割が重視されていることから、研修等の実施などその活動を支援することで、地域で支え合う体制の充実を図ります。

(ウ) 高齢者の消費者被害への対応

高齢者を狙った新たな手口の悪質商法が次々と発生していることをふまえ、市町村や関係機関と連携して、高齢者の消費者被害の防止に資する消費者教育・啓発に取り組むとともに、県の消費生活センターでの相談対応等により、消費者トラブルの解決や被害の拡大防止を図ります。

エ 虐待の防止、権利の擁護

(ア) 虐待防止体制の充実

高齢者虐待の防止や適切な養護者に対する支援を推進するため、高齢者虐待に関する相談窓口となる地域包括支援センターや虐待に対応する市町村職員の対応力の向上を図ります。

(イ) 身体拘束廃止の推進

高齢者の人権を擁護し、より質の高い介護を目指すため、施設職員に対する研修を実施し、特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設等における身体拘束など虐待の防止を図ります。

(ウ) 日常生活の支援、成年後見制度の利用促進

認知症等により判断能力が十分でない高齢者が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう福祉サービス利用の援助や金銭管理等の支援を推進します。

また、財産管理などの法律行為を援助する仕組みである成年後見制度の周知を図るとともに、市町村が実施する成年後見制度の利用促進に係る取組みを支援します。

5 障がいのある人

(1) 現状と課題

ア 現状

障がいや障がいのある人への誤解や偏見、社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加が妨げられている状況があります。

このため、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、障がいのある人の権利利益を擁護することを目的に、2012年(平成24年)に*「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が施行されました。

また、*「障害者基本法」に2004年(平成16年)の改正により明示された「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、2016年(平成28年)に*「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行されました。

雇用分野では、県内民間企業における2017年(平成29年)6月の障がい者雇用数は15,432人、障がい者雇用率は1.97%といずれも過去最高となったものの、法定雇用率2.0%は達成できていません。特に、近年は、精神障がいのある求職者や就職者が急増しています。

このような中、雇用の分野における障がい者差別の禁止及び合理的配慮の提供を規定した「改正障害者雇用促進法」が2016年(平成28年)に施行されました。

障がいのある人の職業能力開発については、福岡障害者職業能力開発校において実施していますが、身体障がいのある人の入校が減少傾向にあり、精神障がいのある人や発達障がいのある人の入校が増加傾向にあります。

2013年(平成25年)から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)に定める障がい者に難病患者が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

また、2015年(平成27年)には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病の患者が長期にわたり療養生活を送りながら社会参加の機会が確保され、地域で尊厳をもって生きることができるよう、共生社会の実現に向けた施策を総合的に実施することとされました。

イ これまでの取組み

本県では、「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援や障がいを理由とする差別の解消、障がいの特性等に配慮した支援など、7つの基本的視点を掲げた*「福岡県障害者長期計画」及び障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制の確保策、目標等について定めた「福岡県障害者福祉計画(第3期)」を2015年(平成27年)に策定しました。

権利擁護の分野においては、「障害者差別解消法」が制定されたことに伴い、障がい者を理由とする差別の解消に向けて、「職員対応要領」を策定するとともに、県民や事業者の理解を深めるため、シンポジウムの開催や啓発用リーフレットの作成・配布を実施しました。

さらに、「障害者差別解消法」の実効性の確保のため、専門相談員の設置や第三者機関による助言・あっせんの仕組み等を定めた「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を2017年(平成29年)に制定しました。

学校においても、2016年(平成28年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領」と「学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を策定しました。

また、「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待の防止及び虐待事案に対応するため、障がい福祉サービス事業所等への指導や市町村に対する支援を実施しています。

加えて、1998年(平成10年)に施行した「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、建物や道路、公園などの*バリアフリー化を推進し、障がいのある人や高齢者が参加できる地域づくりを推進しています。

さらに「福岡県身体障がい者体育大会」等の各種大会を開催し、障がいのある人のスポーツ・文化活動を推進しています。

雇用分野においては、企業、就労支援機関をはじめ広く県民向けに、障がい者雇用に関する理解の促進に努めました。

障がいのある人の身近な地域において、労働、保健・医療、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、障がいのある人に対して、就労面及び生活面における一体的できめ細かな支援に努めました。

また、難病患者やその家族の不安・悩みを軽減し、生活の質の向上を図るため、総合的な相談・支援を行うとともに、医療機関関係者に対し、専門的知識の習得のための研修を実施しています。

福岡障害者職業能力開発校では、障がい者雇用の実情に合わせた職業訓練を実施するため、訓練科目や訓練対象者の見直しを行っています。また、2008年度(平成20年度)から、精神障がいのある人の受け入れを開始しました。

教育分野においては、共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システム構築のため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育の推進を図る中長期的な計画「福岡県特別支援教育推進プラン」を2017年(平成29年)に策定し、施策を推進しています。

ウ 課題

障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加の促進が必要です。

また、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい社会生活を営むため、スポーツ、レクリエーション、文化活動をさらに振興することも必要です。

障がいのある人への虐待は、障がいのある人の尊厳を傷つけるだけでなく、生命をも危険にさらす重大な問題です。虐待を防止するためには、医療や介護、福祉関係者だけではなく、県民全体の意識を高めることが必要です。

障がい者雇用の促進には、企業の理解、特に中小企業における理解が重要です。

2018年度(平成30年度)からは精神障がいのある人が法定雇用率の算定基礎に算入され、法定雇用率が引き上げられることから、今後さらに企業の雇用ニーズは高まり、精神障がいのある人をはじめ、障がいのある人の雇用は増加していくものとみられます。

障がいのある人の就労支援に当たっては、体調や症状などの確な把握が必要であり、きめ細かな支援を行える体制の整備が必要です。

障がい者雇用を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいの特性に対応した適切な職業訓練の実施や相談体制の充実など、障がいのある人に対する職業能力開発の在り方にも変化が求められています。

教育分野においては、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの構築、就学前から卒業後まで一貫した継続性のある指導・支援の充実、障がいがある児童を受入れるための教育環境の整備、教職員の専門性の向上等の取り組みが必要です。

(2) 施策の基本方向

ア 正しい理解と認識のための県民啓発の推進

障がいのある人への偏見や差別意識が、障がいのある人の社会参加を阻む大きな障壁となっています。

このため、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、*「障害者週間」(12月3日～9日)など様々な行事を通して、障がい及び障がいのある人への理解を促進するための啓発に努めます。

また、精神障がいのある人が、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、精神障がいに対する正しい理解の普及に努めていきます。

イ 自立と社会参加の促進

(ア) 地域における生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、障がい及び障がいのある人への正しい理解のための県民啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図り、障がいのある人を地域で見守る体制の構築など社会参加に向けた支援に取り組みます。

また、地域での生活を支えるため、療育指導、相談援助、各種福祉サービスの情報提供・調整、成年後見制度の周知など障がいのある人の地域生活の支援を進めます。

さらに、障がいのある人からの相談に適切に応じることができるよう、相談員の資質向上のための研修会を実施します。

また、難病患者が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、福岡県難病相談・支援センター等における相談支援体制の充実に努めます。

(イ) スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の振興

障がいのある人のスポーツ教室の開催や、障がいの有無に関わらず一緒に活動できるプログラムの実施、県民体育大会における障がい者部門の創設などにより、スポーツ活動を通じた県民の障がい者スポーツに対する理解の促進に努めます。

また、「障がい児者美術展」の開催など、障がいのある人の文化・芸術活動への参加を促進するとともに、多くの県民がその成果に触れる機会を確保し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

ウ 職業的自立の促進

(ア) 職業能力開発の推進

福岡障害者職業能力開発校において、障がいのある人が職業に必要な知識や技能を計画的に習得し、職業の安定と自立を図ります。

また、福岡障害者職業能力開発校及び高等技術専門校に精神保健福祉士を配置し、精神障がいや発達障がいの可能性のある訓練生に対して支援を行います。

(イ) 就業機会や雇用の場の確保

障がいのある人の適性や能力に応じて、就業機会や雇用の場を確保し、職業的自立を図れるよう、企業の理解と協力を求めるとともに、障がいのある人の職域開発及び職場定着に向けた支援を実施し、法定雇用率の達成を促進します。

エ 特別支援教育の充実

(ア) 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

障がいの特性と支援の程度に応じて、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった連続性のある「多様な学びの場」を整備し、それぞれの場において子どもが充実した時間を過ごしつつ「生きる力」を身に付けることのできる教育の充実を図ります。

(イ) 就学前における支援の充実

障がいのある子どもに対する早期からの相談・支援、就学に係る支援、就学後の適切な教育と必要な支援の提供という一連の流れの中で、関係機関が相互に連携を図り、一貫した継続性のある支援の充実を図ります。

(ウ) 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択できるよう、子どもの実態や進路希望を的確に把握し、早い段階から進路指導の充実を図ります。進路指導に当たっては、卒業後の進路先に対して、支援内容の着実な引継ぎを行うなど、関係機関が相互に連携し、卒業後の進路支援のための体制整備を進めます。

特に鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた指導を通して、将来の自立と社会参加のために必要な基礎的・基本的な能力の習得を図ります。

(エ) 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

障がいのある子どもが安全・安心に学校生活を送り、障がいの特性と支援の程度に応じた効果的な教育を展開するために、特別支援学校の受入体制の整備、障がいの重度・重複化、多様化に対応した基礎的環境整備や合理的配慮の提供等、適切な教育環境の整備を図ります。

(オ) 専門性向上と支援体制の整備・充実

特別支援教育に係る専門性を有する人材の確保、教職員研修の充実、特別支援学校教諭免許状取得の促進等により個々の教職員の専門性の向上を図ります。

また、管理職のリーダーシップによる校内支援体制の整備、特別支援教育のセンター的機能の充実と活用促進、外部専門家の活用等による取組みの強化を図ることにより、専門性の向上に努めます。

オ 地域生活支援体制等の整備

(ア) 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を促進し、障がいのある人が安全かつ円滑に生活できるまちづくりを推進します。

(イ) サービス利用者の苦情解決システムの整備

福祉施設の利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりのため、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の利用を促進します。

また、障がい者福祉施設に対して第三者委員の設置を促すなど、サービス利用者の苦情解決の仕組みの整備を進めます。

(ウ) 「障がい者 110 番」の充実

障がいのある人や家族からの様々な相談に対応するため「障がい者 110 番」を設置し、常駐の相談員による一般相談を行い、相談内容に応じて弁護士などによる専門相談を行っています。相談内容が複雑化、多様化していることに対応するため、専門相談の充実を図ります。

(エ) 虐待防止体制の充実

「障害者虐待防止法」の積極的な広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の早期発見・防止に努めます。

また、市町村に設置されている障がい者虐待防止センターとの連携や、施設職員及び市町村職員に対する虐待防止研修の実施等により、虐待の防止及び虐待事案への対応に取り組みます。

※注 「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「障害」については「障がい」と、「障害者」については「障がいのある人」と表記しています。(法令に定めのあるものを除く。)

6 外国人

(1) 現状と課題

ア 現状

本県における在留外国人数は、2016年(平成28年)12月末で148か国・地域、64,998人(全国第9位)となっており、今後も在住する外国人は増加すると予想されます。また、グローバル化の進展に伴い、国籍が多様化しています。

県内の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、2008年度(平成20年度)の調査開始以降、やや減少傾向にあるものの、300~400名で推移しています。

2016年度(平成28年度)の法務省「外国人住民アンケート調査」では、就労の際の差別、入居や入店の拒否、侮辱等の差別的発言があると報告されています。

また、法務省が行った調査では、2012年(平成24年)4月から2015年(平成27年)9月の間に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチを行っていると言われた団体が実施したデモ・街宣活動が全国で1,152件確認されています。

ヘイトスピーチを解消するため、2016年(平成28年)に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)が施行されました。

イ これまでの取組み

民族、文化や価値観などの異なる人々が、同じ地域で生活することは、互いを知り、互いを学ぶことによって、新しい文化や豊かで活力のある社会を生み出す源泉となります。

本県では、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域づくりを進めるため、言語や文化、慣習の違いについて相互理解を育む国際理解教育の促進に取り組んでいます。

また、外国人が言語や文化の壁を越えて安心して生活できるよう、多言語での情報提供や相談対応のほか、日本語学習の支援を行っています。

学校においては、日本語指導担当教員の指導力向上を図るとともに、県内の小・中・高等学校では、外国の姉妹校との交流やALT(外国語指導助手)との交流、地域の大学の留学生との交流などを取り入れながら、総合的な学習の時間等において国際理解教育を行っています。

ウ 課題

我が国で生活する外国人は増加しており、言語や宗教、生活習慣などの違いから、就労差別やアパート等への入居拒否、飲食店等への入店拒否など外国人の人権に関わる様々な問題への対応が求められています。

特に、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチは、

人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねない行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。

日本人と外国人が共に暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、県民の間に、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが必要です。

そのため、地域、家庭、学校、職場が連携・協力して、人権教育を推進するとともに、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化の違いや多様性を尊重するための国際理解教育が求められています。

学校においては、児童生徒が主体的な学習により異なる歴史や文化に対する理解を深め、尊重する態度を養う取組みをさらに推進するとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対するきめ細かな指導が必要です。

(2) 施策の基本方向

ア 国際理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進

(公財)福岡県国際交流センターや国際交流協会等における交流イベントの開催や様々な外国人との交流活動を通して、相互理解を促進します。

また、「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、法務局、市町村等と連携し、その解消を図るための啓発活動を推進します。

イ 住みやすい環境づくり

(ア) 相談体制の充実

(公財)福岡県国際交流センターや国際交流協会等において実施している相談業務について、より専門的な分野の相談にも対応できるように、関係機関との一層の連携・強化を図ります。

(イ) 住居の確保

外国人の住宅への円滑な入居を図るため、外国人を含む*住宅の確保に配慮を要する人の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録制度を実施し、登録住宅の情報の公開・提供を行います。また、登録の促進を図るために、業界団体と連携し、不動産事業者に対して理解と協力を求めます。外国人に対しては、日本の契約慣行や生活習慣についての理解を促進します。

(ウ) 外国人労働者の相談等支援体制の充実

外国人労働者の相談体制の充実やトラブル解決の促進に努めます。

また、労働基準法をはじめとする労働関係法規や県内の相談窓口について、事

業主や外国人労働者への周知に努めます。

(エ) 保健・医療・福祉施策の推進

(公財)福岡県国際交流センターと連携し、外国人に対する保健・医療・福祉施策に関する情報提供に努めます。

医療に関する外国語対応コールセンターの設置、医療通訳ボランティアの派遣、外国語が通じる医療機関・薬局に関するホームページでの情報提供を行い、外国人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めます。

また、国民健康保険の受付窓口となる市町村職員に対する研修等を通じて、国民健康保険が適用される外国人への制度周知に努めます。

(オ) 多言語による情報提供と日本語学習支援

外国人向けの情報を多言語で提供することで安心して暮らせる環境の整備を図ります。

また、日本語の習得が不十分な外国人の日本語学習を支援します。

さらに、日本語指導が必要な外国人児童生徒が、学校生活や日常生活を安心して過ごせるよう、日本語指導担当教員等の指導力の向上を図り、きめ細かな指導を充実させます。

ウ 国際理解教育の推進

(ア) 学校教育

学校においては、*「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」や「福岡県教育施策実施計画」等を踏まえ、人権尊重の精神を高めるため、児童生徒が人権を大切にするための知識、態度、実践力を総合的に育成するとともに、家庭・地域と連携した人権教育の充実を努めます。

また、国際化の進展に伴い、次代を担う児童生徒が国際社会の一員としての自覚を持ち、これまでの歴史や文化・習慣の違いを認識しながら、互いの人権を尊重し、認め合って共に生きていく意識と態度を培うため、国際理解教育を推進します。

(イ) 社会教育

社会教育においても、「福岡県教育施策実施計画」等を踏まえ、県民が主体となった国際交流活動の実施や啓発資料の作成・配布など、様々な機会や場を通して国際理解教育を推進し、世界各国の歴史や多様な文化を理解するための学習機会の提供・拡充に努めます。

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

(1) 現状と課題

ア 現状

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、医療の進歩により、HIVに感染しても早期発見及び早期治療によって、日常生活を送ることが可能になりました。

HIV感染症・エイズに関する知識は、徐々に普及してきましたが、依然として自分とは無関係な一部の人の病気という意識が存在し、予防行動が適切でないことによる感染の拡大やHIV感染者への偏見を助長する一因となっています。

1999年(平成11年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、国は「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を策定しました。この指針により、国と地方公共団体の役割分担のもと、人権を尊重しつつ、普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供などの施策が推進されています。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療法が確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

しかし、ハンセン病に対する知識不足が偏見や差別を引き起こしています。ハンセン病療養所入所者の多くは、長期間隔離されたことにより家族や親族などとの関係を断たれ、また、社会での偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、完治後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況です。

イ これまでの取組み

新聞、テレビ等の広報媒体、リーフレット・パンフレット、講演会等によりHIV感染症・エイズ及びハンセン病についての正しい知識の普及啓発を行い、偏見や差別の解消に努めています。

また、HIV感染症及びエイズについては、早期発見、感染拡大の防止を図るため、保健福祉(環境)事務所においてHIV検査及び相談を実施し、関係職員の資質向上のための研修会を実施しています。

さらに、HIVカウンセラーの派遣や医療従事者に対する研修により、7か所のエイズ治療拠点病院を核とした医療体制の充実を図っています。

ウ 課題

「県民意識調査」では、HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者等の人権問題に関して、約3割の人が「わからない」や「回答なし」としており、理解が十分

とはいえない状況があります。

(図9：HIV感染者・エイズ患者等に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと)

(図10：ハンセン病患者等に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと)

HIV感染症・エイズについては、若年層から中高年層において増加していることから、幅広い年齢層に向けてHIV検査の受検促進や適切な予防行動をとるための正しい知識の普及啓発を引き続き行っていく必要があります。

ハンセン病療養所の入所者の多くは療養所での生活を続けているため、社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて啓発を引き続き取り組む必要があります。

HIV感染症・エイズ及びハンセン病についての正しい知識の普及と啓発は幅広く行っていく必要がありますが、特に医療、福祉、介護従事者への啓発が重要です。

(2) 施策の基本方向

ア 教育・啓発活動の推進

(ア) HIV感染症・エイズに関する啓発の推進

HIV感染症・エイズについては、具体的な知識や情報の提供とともに、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進します。
また、医療・福祉・介護従事者等に対し、きめ細かな啓発を行います。

(イ) ハンセン病に関する啓発の推進

ハンセン病については、患者・回復者や家族に対する偏見と差別が一日も早く解消されるよう、様々な広報媒体を活用し、幅広く県民啓発を行うとともに、医療・福祉・介護従事者等に対し、きめ細かな啓発を行います。

(ウ) 学校における教育の充実

学校においては、各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動の中で、発達段階に応じて正しい知識を身に付けるとともに、HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしていくよう、家庭との連携を図り、計画的・組織的に取り組みます。

教職員を対象とした研修会等において、HIV感染症・エイズやハンセン病について取り上げ、指導力の向上に努めます。

(エ) 関係機関との連携

法務局及び市町村等関係行政機関、関係民間団体、(公財)福岡県人権啓発情報センターと連携して、今後とも、HIV感染症・エイズやハンセン病への正しい理解と偏見や差別をなくすための啓発に努めます。

イ 患者等の人権に配慮した相談・支援

(ア) プライバシーの保護

HIV感染者・エイズ患者やハンセン病患者等のプライバシーの保護を図るため、関係職員に対する研修を通じ、その徹底を図ります。

特に、エイズ診療については、研修を実施し、医療機関に対する適切な指導に努めます。

(イ) HIV感染症・エイズに関する相談・支援

HIV感染症・エイズに関する相談に適切に対応するため、相談担当者の資質向上のための研修を実施します。

HIV感染者・エイズ患者及びその家族に対する心理的な支援を行うため、カウンセラーを派遣するとともに、安心して医療を受けられる体制の整備に努めます。

(ウ) ハンセン病に関する相談・支援

ハンセン病に関する相談については、福岡県藤楓協会、ハンセン病療養所、法務局等関係機関と連携して適切に対応します。

また、ハンセン病療養所に入所している方の社会復帰の際には、関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

図9

HIV感染者・エイズ患者等に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと

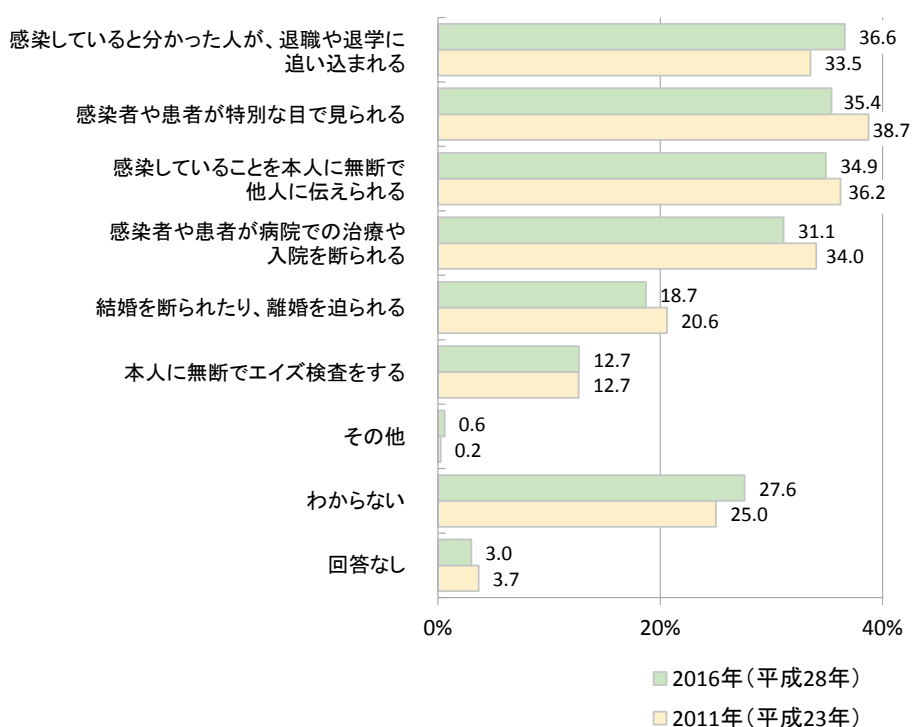
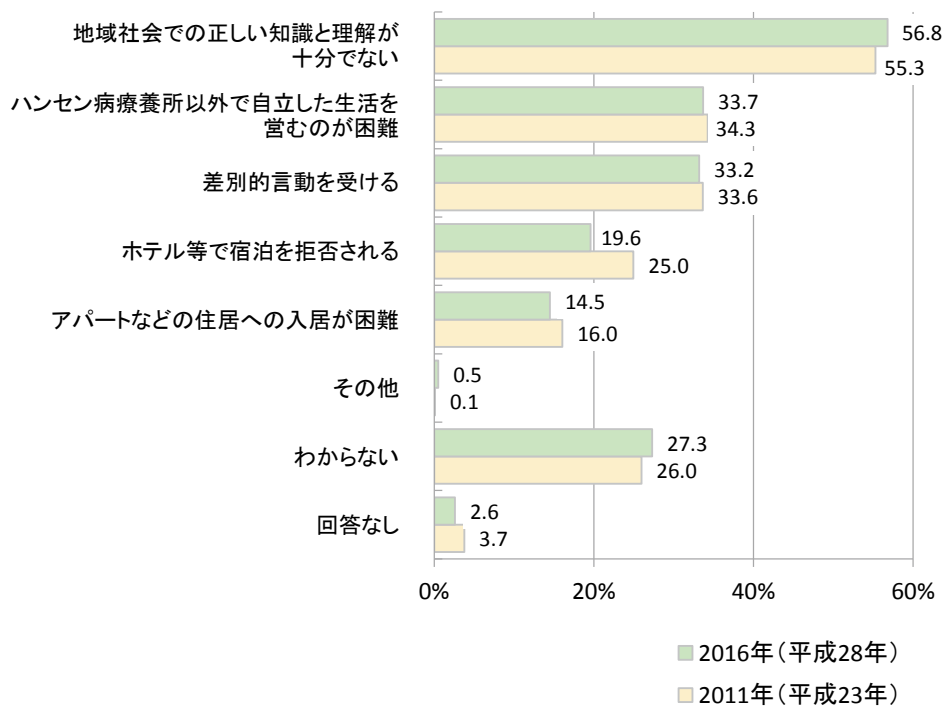


図 10

ハンセン病患者等に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと



8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

ア 現状

犯罪被害者等の支援、救済を図るため、2004年(平成16年)に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005年(平成17年)には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

しかしながら、犯罪被害者、その家族又は遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、再び被害に遭うのではないかという不安感、収入の途絶や医療費の負担などの経済的困窮、さらには周囲の無理解からくるいわれのない偏見や中傷などの二次的被害にも苦しめられるなど、依然として困難な状況にあります。

イ これまでの取組み

犯罪被害者等基本法では、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる基本理念や犯罪被害者等に対する国民の配慮と協力を定めています。

さらに、国の基本計画では、犯罪被害者等支援施策の目指すべき方向・視点を設定しています。

県では、これらの基本法及び基本計画の方針等を踏まえ、2013年(平成25年)に*「福岡県犯罪被害者等支援に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開してきました。

また、本県の犯罪被害者等を取り巻く環境の変化や2016年(平成28年)に実施した「犯罪被害者等支援に関する県民アンケート調査」(以下「県民アンケート調査」という。)の結果、さらには、国の第3次基本計画を踏まえ、2017年(平成29年)4月に「取組指針」の改定を行い、中長期的な視点を持った支援への取組みや性犯罪などの潜在化しやすい被害に関する支援体制の充実など、被害者支援のさらなる推進を図っています。

ウ 課題

「県民アンケート調査」では、犯罪被害者やその家族から、「地域で無責任な噂を立てられたり、好奇の目で見られた」など二次的被害に遭ったとの声が多く寄せられており、県民、事業者及び支援に携わる人への理解促進が必要です。

また、性犯罪被害に遭った場合、約半数が「県警察以外の機関への相談又はどこにも相談しない」と回答しており、いずれの団体又は機関に支援を求めた場合においても、同様の必要な支援を安心して途切れなく受けられるよう、関係機関の連携を図ることが求められています。

(図 11 : 犯罪被害に遭って以降の置かれた状況)

(図 12 : 性犯罪被害に遭った場合の最初に相談する機関等)

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

イ 関係機関との連携

県、北九州市及び福岡市が共同で設置している「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」や「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を核として、県警察、国の関係機関、市町村、民間支援団体等と連携し、相互に協力して犯罪被害者の支援を推進します。

図 11

犯罪被害に遭って以降の置かれた状況

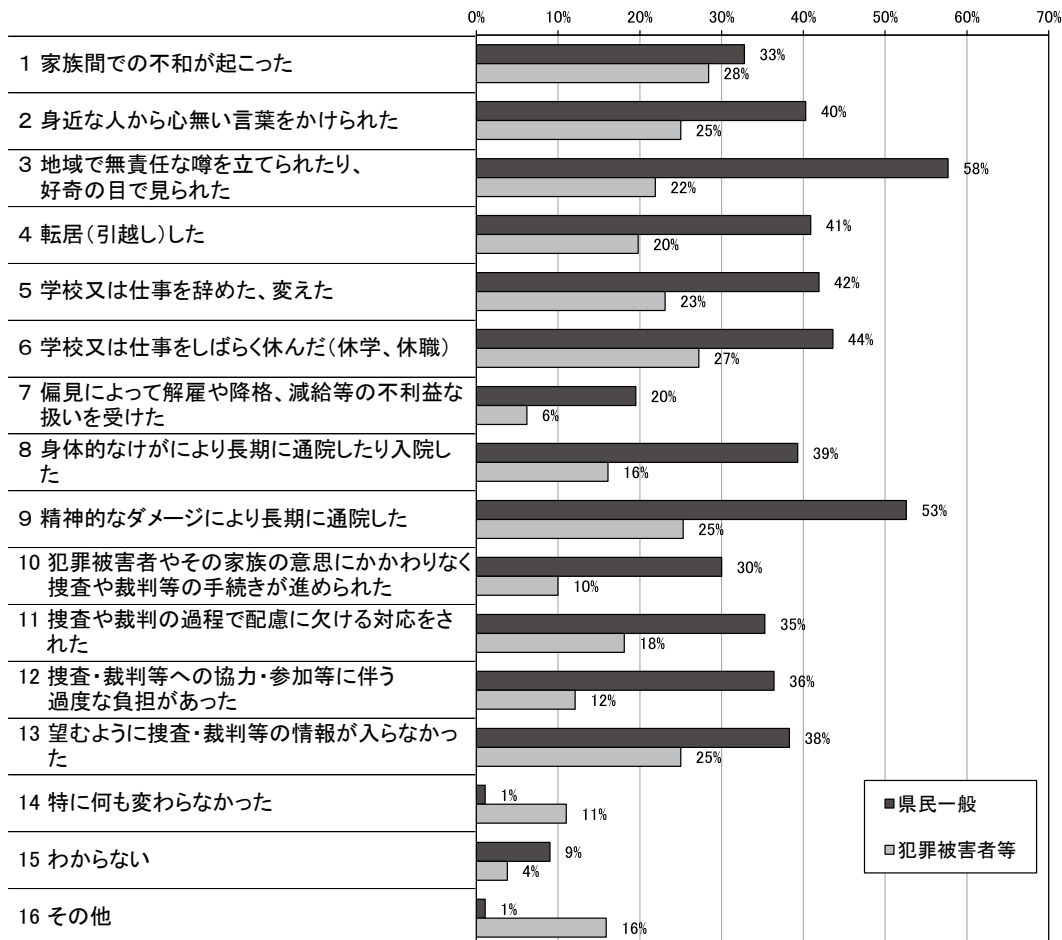
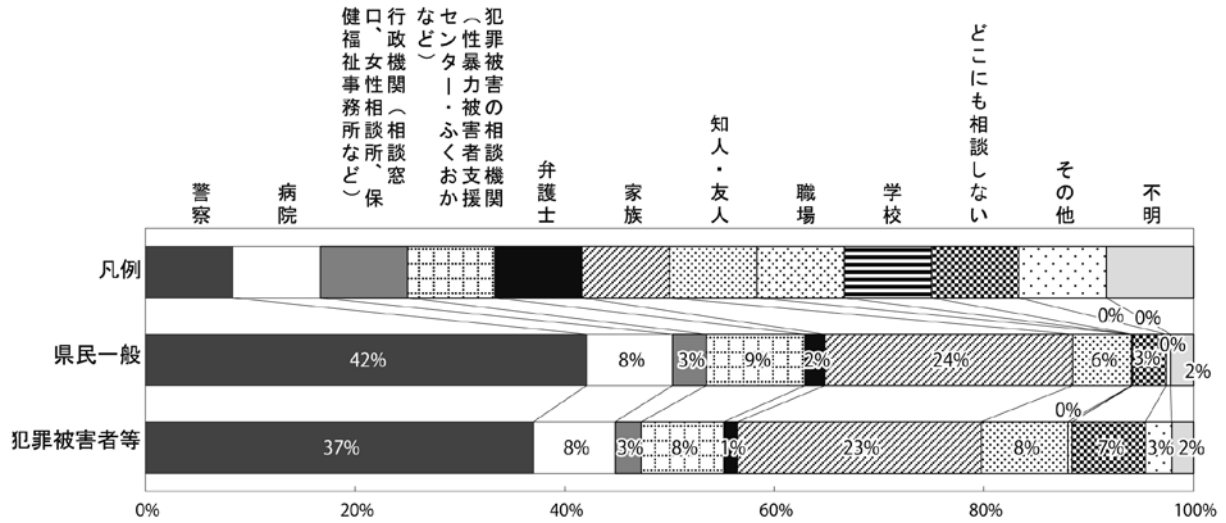


図 12

性犯罪被害に遭った場合の最初に相談する機関等



9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

ア 現状

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行うなどの様々な問題が発生しています。特定の個人や団体を誹謗中傷し、名誉を棄損する行為は犯罪であり、民事的責任だけでなく、刑事的責任を負うこともあります。

また、子どもたちの間で、SNS やメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。

1999年(平成11年)には、インターネット等におけるなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001年(平成13年)には、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダ(インターネット接続業者)等に書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が制定されました。

さらに、2014年(平成26年)には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」いわゆるリベンジポルノ被害防止法が制定されています。

しかし、法務省人権擁護局の統計によると、インターネットに関する人権侵害事件数は、2011年(平成23年)の671件から年々増加し、2016年(平成28年)には1,909件と過去最高件数を記録しています。

県民意識調査では、関心がある人権問題として、「インターネット等による人権侵害」は前回調査から大きく増えており、障がいのある人や高齢者に関する問題に次いで第3位となっています。

イ これまでの取り組み

インターネットの適正な利用について、福岡県人権啓発情報センターにおいて特別展示や県民講座などによる県民啓発を実施するとともに、インターネット上に差別を助長する書き込みを発見した際は、法務局と連携し、プロバイダに対し、削除を要請しています。

また、福岡県人権教育推進プランに「インターネット上の掲示板等における人権侵害への対応」について掲載し、学校での対応と留意事項を示し、人権侵害の防止に努めています。

ウ 課題

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難です。

さらに、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かではない情報も多く存在しています。

そのため、一人ひとりが、情報の発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身に着け、情報を主体的に読み解き活用する力(メディアリテラシー)を養う必要があります。

また、インターネットの普及により利用者が低年齢化していることから、学校においても、児童生徒へのメディアリテラシーの教育が重要です。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

名誉やプライバシーに関して正しく理解し、法律を守ることはもちろん、一人ひとりがルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することがないように、関係機関と連携し啓発を実施します。

イ 教育活動の推進

児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実と保護者への啓発に努めます。

また、教職員に対し、インターネット上の誤った情報や偏った情報に関する問題や情報化の進展が社会にもたらす影響について認識し、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、個人情報取扱い等に関する研修の充実を図ります。

ウ 関係機関との連携

法務局や警察等との情報共有や連携、協力を図り、プロバイダへの削除要請など適切な対応に努めます。

10 性的少数者

(1) 現状と課題

ア 現状

「性」には、しぐさや言葉づかい、好きになる性別など人の数だけバリエーションがあります。男性が男性を好きになることや、女性が女性を好きになることで嫌がらせやいじめを受けたり、からだの性とところの性が一致しない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。

国連は、2008年(平成20年)に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。また、2014年(平成26年)には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

我が国では、2004年(平成16年)に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。

また、2016年(平成28年)には、職場での性的少数者への差別的な言動がセクシャルハラスメントに当たることを、男女雇用機会均等法に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」に明記しました。

このように、性的少数者の人権に関する様々な動きがあります。

イ これまでの取組み

性的少数者への理解の促進を図るためのガイドブックの作成や性の多様性をテーマとする特別展や県民講座の開催、人権啓発ラジオ番組の制作、性的少数者の人権問題を専門とする研修講師の派遣などにより、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行っています。

学校では、研修会において、性的少数者とされる児童生徒に対する配慮事項をまとめた文部科学省通知を周知するなど、教職員の理解を深める取組みを進めています。

ウ 課題

性的少数者であることを理由とする差別的取扱いは不当なことであるという認識は社会に広がりつつありますが、「県民意識調査」では、性的少数者の人権問題に関して、3割以上の方が「わからない」や「回答なし」としており、理解が十分とはいえない状況です。

(図13：性的少数者に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと)

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人々が認識し、理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。

学校においては、性的少数者である児童生徒に配慮する取組みが進められていますが、児童生徒や教職員の性的少数者に対する理解は十分とはいえない現状があります。

さらに、児童生徒の性的指向・性自認に関する相談に対応できる体制が必要です。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

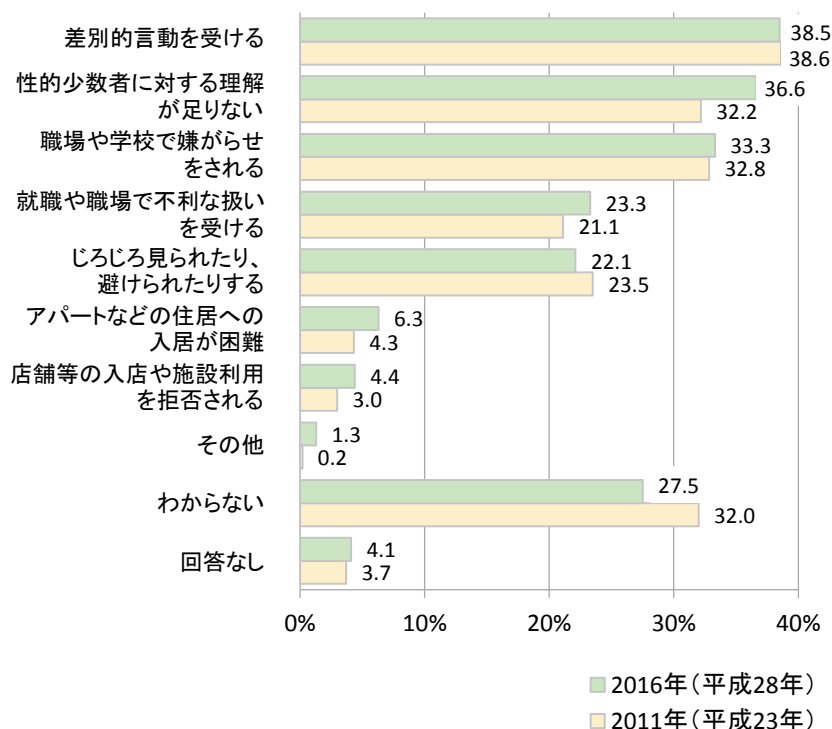
地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすために、庁内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布など様々な手法による啓発を推進します。

イ 教育活動の推進

性的少数者に対する教職員及び児童生徒の適切な理解を促進するとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

さらに、当該児童生徒の心情に十分配慮し、当該児童生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

図 13 性的少数者に関して人権がとくに尊重されていないと思うこと



11 さまざまな人権課題

このほかにも、次にあげるような人権課題があり、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進します。

(1) 生活困窮者等

○生活困窮者

ア 現状と課題

2016年(平成28年)の国民生活基礎調査によると、わが国の「相対的貧困率(所得中央値の半分を下回る所得しか得ていない者の割合)」は15.6%であり、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合、いわゆる「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

2014年(平成26年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。同法では、「教育支援」、「生活支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4項目を柱とし、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行うこととされています。

また、2015年(平成27年)に施行された「生活困窮者自立支援法」により、福祉事務所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活困窮者の抱える様々な問題解決を支援する体制が整えられました。

生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な方ほど自らSOSを発することが難しいため、支援に当たっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

さらに、病気や障がい、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど多くの課題を抱える生活困窮者の中には、偏見や差別等により自己肯定感や自尊感情を失っている方もいます。

支援に当たっては、相談者一人ひとりを可能性や能力をもつかけがえのない存在として、その尊厳を守ることが求められています。

また、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」を断ち切るためには、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて教育を受け、職業に就くことができるよう支援していくことが重要です。

イ 施策の基本方向

県及び市が設置する自立相談支援機関(生活困窮者の相談窓口)において、多様で複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談に対し、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などに包括的に対応していきます。

さらに、生活困窮者の自立と尊厳の確保を図るためには、相談支援に従事する職員の専門的知識や技術のみならず、高い人権感覚や倫理観を備えている必要が

あり、引き続き相談支援従事者研修の充実を図ります。

生活困窮者が抱える課題は、経済的な課題のみならず生活や就労、教育などが多いことから、支援を必要とする方を早期に把握するために福祉、保健、税務、水道、住宅、労働、教育部門(等)との連携に努めます。

また、子どもの貧困対策にあたっては、2016年(平成28年)に策定した「福岡県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、乳幼児期からの早期かつ一貫性のある支援、支援の緊急度が高い子どもに対する着実な支援、地域の関係者が一体となって行う支援を重点方針として施策を推進します。

○ホームレスの人権

ア 現状と課題

本県のホームレスの人数は、調査を開始した2013年(平成25年)1月の1,187人から、2017年(平成29年)1月の270人と大幅に減少しています。

ホームレスになるに至った要因は、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等、様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってその傾向は異なっています。

ホームレスの多くは、単に家がないという物理的状況のみならず、家庭や家族的な共同体、きずなが崩壊した状況にあり、ホームレスの問題は、社会から排除された人々の問題としてとらえる必要があります。

ホームレスの自立支援等に関する施策は、2002年(平成14年)に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により開始されました。同法では、ホームレスの自立支援等に関して、その人権に配慮することが定められています。

また、同法に基づき、2013年(平成25年)に国が策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組みにより、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であるとされています。

本県では、2014年(平成26年)に「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第3次)」を策定し、関係機関及び民間支援団体と連携のもとホームレスの自立支援等を行っています。

イ 施策の基本方向

ホームレス問題の解決を図るため、県、関係市、NPO法人等で構成する「福岡県ホームレス自立支援推進協議会」において自立支援施策の検討や情報交換を行うほか、「福岡県ホームレス自立支援実施計画」の周知に努め、ホームレス問題への理解促進と人権への配慮など県民への啓発広報活動を実施します。

(2) 北朝鮮当局による拉致被害者等

ア 現状と課題

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになっています。

国は、2010年(平成22年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があります。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。この問題の解決には、幅広い国民各層および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

イ 施策の基本方向

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害について、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)を中心に啓発を行うとともに、ホームページ等での広報や市町村への情報提供により、同問題の啓発を図ります。

また、学校においても、児童生徒の発達段階等に応じて、教材を効果的に活用するなど、拉致問題に対する理解が深まるよう取り組みます。

(3) その他

以上のような人権課題のほかにも、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題、刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会の偏見や差別が社会復帰を困難にしている問題、性的搾取等を目的とした人身取引の問題があります。

災害時には、避難所でのプライバシーの確保のほか、女性、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮の必要性が改めて認識されました。また、被災者に対し、風評による嫌がらせやいじめなどの人権侵害も発生しています。

このため、それぞれの問題に応じた施策と人権教育・啓発を推進していくことが必要です。